

佐久水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準について

日頃は、当企業団の事業にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、佐久水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理を規定する本要綱が改正となり、令和5年4月1日より施行することとなりました。

つきましては、施行日以降、給水装置工事に関する違反行為に対しましては、別紙「指定工事業者の違反行為に係る処分基準」に基づき対処して参りますので、内容をご理解の上、社内で周知させていただきようお願いいたします。

佐久水道企業団 給水課

Tel 0267-62-2980

指定工事業者の違反行為に係る処分基準

根拠法令	関係法令条文			違反内容	処分内容		
	法	水道法施行規則 (昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。)	企業団例規				
法第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第1号	施行規則第21条	指定工事業者に関する規程第8条第2号	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し		
	第1項第2号	施行規則第20条	〃	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し		
	第1項第3号イ	施行規則第20条の2	〃	3 精神の機能障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定取消し		
	第1項第3号ロ		〃	4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し		
	第1項第3号ハ		〃	5 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し		
	第1項第3号ニ		〃	6 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し		
	第1項第3号ホ			〃	7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月以下	
					①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。		
					②道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。		指定停止6月以下
					③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。		指定停止3月以下
④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。					指定停止6月以下		
⑤研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意						

				⑥文書注意に従わないとき。	文書警告
				⑦文書警告に従わないとき。	指定停止 3月以下
				⑧その他の違反行為 (主として企業長の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後企業長の検査を受けなかったとき。)	指定停止 6月以下
法第25条の11第1項第2号	第25条の4 第1項及び第2項	施行規則第21条 第1項・第2項	指定工事業者に関する規程 第8条第4号	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し又は 指定停止6月以下
		第3項	〃	2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止 3月以下
法第25条の11第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条	指定工事業者に関する規程 第8条第3号	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
		施行規則第35条	〃	2 休止届、廃止届若しくは再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
法第25条の11第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条 第1号	指定工事業者に関する規程 第8条第5号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	
		第2号	〃	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止 1月以下
		第3号	〃	3 企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止 6月以下
		第5号イ	〃	4 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき(水道法施行令第6条:給水装置の構造及び材質の基準)。	指定停止 6月以下
		第5号ロ	〃	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止 3月以下

		第6号	”	6 指名した給水装置工事主任技術者に施行した給水装置ごとに工事記録を作成せなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止 3月以下
法第25条の11第1項第5号	第25条の9		指定工事業者に関する規程 第8条第6号	給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止 3月以下
法第25条の11第1項第6号	第25条の10		指定工事業者に関する規程 第8条第7号	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止 3月以下
法第25条の11第1項第7号			指定工事業者に関する規程 第8条第8号	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止 6月以下
法第25条の11第1項第8号	第16条の2 第1項		指定工事業者に関する規程 第8条第1号	不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	指定取消し